

発行可能株式総数は常に 発行済みの4倍以下か

制度調査部
堀内勇世

「会社法」の焦点シリーズ 54

【要約】

- 会社法上の公開会社において、発行可能株式総数（いわゆる授權枠）は、常に発行済株式総数の4倍以下となっているのか。
- 現行の会社法の下では、常に4倍以下であるとはいえない。
- 例えば、自己株式の消却や株式の併合が行われた結果、4倍を超えることがありうる。

1. 発行可能株式総数とは

- 株式会社では、定款に「発行可能株式総数」が規定されている（会社法37条1項、98条、113条1項）。
- 「発行可能株式総数」とは、株式会社が発行することができる株式の総数のことである（会社法37条1項）。授權枠と呼ばれたりすることもある。

2. 発行可能株式総数の上限

- 株式会社が、会社法上の公開会社である場合、発行可能株式総数の上限に関しては次のような規制が存在する（注1）（注2）（注3）。

①設立時

- ・設立時の発行株式の総数が、発行可能株式総数の4分の1を下回ってはならない（会社法37条3項）。つまり、発行可能株式総数が、設立時の発行株式の総数の4倍を超えないようにしなければならない。

②会社成立後の定款変更時

- ・定款を変更して発行可能株式総数を増加させる場合には、その定款の変更の効力が生じたときの発行済株式総数の4倍を超えてはならない（会社法113条3項）。

（注1）会社法上の「公開会社」とは、その発行する全部又は一部の株式の内容として、譲渡

による当該株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けていない株式会社のことである（会社法2条5号）。つまり、譲渡制限のない株式が存在する株式会社のことである。

(注2) 例えば、東証の株券上場審査基準4条1項11号では、上場申請に係る株式の譲渡につき、原則として制限がないことが求められている。よって、上場会社は原則、会社法上の公開会社であるといえる。東証の株券上場審査基準については、東証のホームページ (<http://www.tse.or.jp/rules/regulations/index.html#6>) 参照。

(注3) 会社法上の公開会社でない株式会社の場合については、定款に発行可能株式総数を定めることは必要であるが、前記の①②のような制限はない。なお、江頭憲治郎（東京大学大学院法学政治学研究科教授）著「株式会社法」（有斐閣、2006年）の67ページ参照。

○それでは、会社法上の**公開会社**である株式会社の場合、**常に、発行可能株式総数は発行済株式総数の4倍以下**となっているのであろうか。

○答えは、会社法の下では、「常に4倍以下になっているとは限らない。」である。

○例えば、**自己株式の消却**が行われた場合や、**株式の併合**が行われた場合、その結果として発行済株式総数が減少し、発行可能株式総数が発行済株式総数の**4倍を上回ることも禁止されていない**（注4）（注5）（注6）。

(注4) この点については以下の資料を参照。

【単行本】

◇相澤哲（法務省大臣官房参事官）・葉玉匡美（法務省民事局付検事）・郡谷大輔（前法務省民事局付）編著「論点解説 新・会社法 千問の道標」（商事法務、2006年、）の182ページ。

【雑誌記事】

◇相澤哲（法務省大臣官房参事官）・岩崎友彦（法務省民事局付）著「新会社法の解説（3）株式（総数・株主名簿・株式の譲渡等）」（旬刊商事法務 No.1739 [2005.8.5]）の35ページ以下。特に40ページ。）

(注5) 例えば、アライヴコミュニティ（1400）の「株式併合に関するお知らせ」（2007年〔平成19年〕7月10日付のプレスリリース〔適時開示書類〕）では、「10株を1株に併合」することを述べ、7月10日現在の発行済株式数の状況を前提とすると併合後の発行済株式総数は10,118株になるとしている。それと同時に、「本件株式併合を実施した後の当社の授権株数は変更されるものではなく、当初からある当社の授権株数404,720株が据え置きとなります。」と明記している。なお、同社の「大阪証券取引所様による『流通市場に混乱をもたらすおそれがある株式分割等について』の発表に関して」（2007年7月13日付のプレスリリース〔適時開示書類〕）なども参照。
同社のホームページ (<http://www.alive-com.co.jp/ir/index03.html>) 参照。

(注6) 会社法上の公開会社でない株式会社で、発行可能株式総数を発行済株式総数の4倍を超えて規定している会社があったとする。その会社が、上場するに際して会社法上の公開会社となった場合にも、発行可能株式総数が発行済株式総数の4倍を上回っているということがありうる。